まちづくり基本条例との整合性チェックリスト

確認者　　子ども政策課長　草川 温子　印

まちづくり基本条例	関連個所 （条例・規則等については、該当する条項を記載） （計画は、該当するページと見出し名等を記載）	関連内容 （まちづくり基本条例との関連において、 特に留意した点等を記載） ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載
第 4 条 （市民の権利）	計画全体	全ての子どもが誰一人として困難な状況に置かれることなく適切な保護と支援のもとで成長していく社会の実現に向け策定する計画であることを示しています。
第 5 条 （市民の責務）	計画全体	子ども・子育て支援事業における提供するサービスについて保護者は負担を分任すべきであり、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提に地域や社会が寄り添い支援していくことで子どものより良い育ちを実現することにつなげることを計画作成の意義の１つとしています。
第 7 条 （執行機関の責務）	計画全体	子ども・子育て支援法に基づく市町村計画として策定する計画でもあり、本市が主体的に子育て施策を推進する方向性を示すことで市の責務を果たす考え方を示しています。
第１０条 （協働の原則）	P48～69　第５章　施策の展開 基本目標２.多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち	子育て世帯を多様な主体が連携して支える施策等を位置付けています。
第１５条 （持続可能性の原則）	P70～98　第６章　子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容	幼児教育・保育の提供をはじめ、様々な子ども・子育て支援に関するニーズを把握し、持続的に提供可能となるよう、確保の内容を示しています。
第１８条 （歴史尊重及び文化振興の原則）	P50～51　第５章　施策の展開 基本目標１.幼児教育・保育環境が充たされるまち （２）亀山らしさを生かした魅力的な幼児教育・保育実践	亀山市の有する豊かな自然環境などの地域資源を生かした野外体験活動の継続的な取組による幼児教育・保育の実践など、関係施策を位置付けています。

※まちづくり基本条例の各条項に関連する規定等がない（該当する規定等を盛り込む必要がない）場合は、関連個所を空欄にしてください（空欄の行は非表示にしてください）。
※まちづくり基本条例と関連する規定等がないもの（全ての欄が空欄となるもの）については、次の様式を提出してください。

確認者　　子ども政策課長　草川 温子　印